

下呂市介護人材確保対策事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 24 日

下呂市長 山 内 登

令和 5 年下呂市告示第 72 号

## 下呂市介護人材確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の地域包括ケア体制を支える介護サービスの提供体制の維持及び確保のため、予算の範囲内で補助金を交付することで、市内でサービスを提供する専門職員を確保し、定着させることを目的に、下呂市補助金等交付規則（平成 16 年下呂市規則第 45 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所等 介護事業所（介護サービス事業者（法第 115 条の 32 第 1 項に規定する介護サービス事業者及び法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イ及びロに規定する事業を行う市の指定事業者をいう。）の運営するサービス事業所又は施設をいう。以下同じ。）及び養護老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 3 項の規定による養護老人ホームをいう。）をいう（市が設置するものを含む。）。)
- (2) 市内介護事業所等 市内に設置される介護事業所等をいう。
- (3) 介護等専門職員 次の各号に規定するいずれかの国家資格又は公的機関の認定する専門資格を取得している職員をいう。
  - ア 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「社福士等法」という。）第 2 条第 2 項に規定する介護福祉士をいう。
  - イ 社会福祉士 社福士等法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉士をいう。
  - ウ 介護支援専門員 法第 69 条の 2 第 1 項の登録を受けた者であって、かつ、同法第 69 条の 7 第 3 項に規定する介護支援専門員証の有効期間中の者をいう。

エ 看護師 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「保健師等法」という。）

第 5 条の規定による看護師をいう。

オ 准看護師 保健師等法第 6 条の規定による准看護師をいう。

カ 理学療法士 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号。以下「理学療法士等法」という。）第 2 条第 3 項の規定による理学療法士をいう。

キ 作業療法士 理学療法士等法第 2 条第 4 項の規定による作業療法士をいう。

ク 言語聴覚士 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 2 条の規定による言語聴覚士をいう。

(5) 介護等学生 介護等専門職員に該当する資格取得のための国家試験の受験資格を得られる国及び県の指定した学校並びに専門学校その他の介護等専門職員の養成を行う機関（以下「養成校」という。）で就学中の学生をいう。

(6) 介護職員等 介護事業所の介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、管理栄養士等直接処遇職員（管理者含む。）として、介護の実務に携わっている者（宿直員、事務員等直接利用者の介護に携わらない職種は除く。）をいう。

(7) 常用介護職 利用者に対し、直接介護又は支援業務を行う従事者で、社会保険又は雇用保険の適用となる者をいう。

(8) 正規職員 期間の定めのない雇用契約により、法人の就業規則等就業に関する規程で規定する就業時間により常時勤務する職員で、社会保険に加入している介護職員等をいう。また、市については、任期の定めのない常時勤務する職員として任用されている者をいう。

(9) Uターン就職 下呂市U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金交付要綱（平成 17 年下呂市告示第 43 号。以下「下呂市U・I・Jターン補助要綱」という。）第 2 条第 3 号に規定するUターン者の市内就職をいう。

(10) Iターン就職 下呂市U・I・Jターン補助要綱第 2 条第 4 号に規定するIターン者の市内就職をいう。

(11) 隣接等市町村居住者就職 本市以外から高山市、中津川市、郡上市、関市、白川町、七宗町及び東白川村（以下、「隣接等市町村」という。）に転入し、転入後 6 月以内又は転入前 6 月以内に市内介護事業所等に就職することをいう。

(12) 技能実習生等 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第一に規定する在留資格のうち介護、特定技能、技能実習又は特定活動のいずれかにより国内に滞在し、介護分野で業務従事する者をいう。

（補助対象事業）

第 3 条 補助の対象となる事業は、次の各号に規定する事業とし、当該各号に規定する者に交付する。

- (1) 介護等専門職員U・Iターン就職奨励金事業 Uターン就職、Iターン就職又は隣接等市町村居住者就職により市内の介護機関等を運営する法人に正規職員として勤務する者であって、介護等専門職員の資格を取得したもの又は取得する見込み（資格試験受験済みで合格発表が未了の状態にあることをいう。）であるもの
- (2) 介護等学生の市内短時間労働及び実習奨励事業 市内介護事業所等で介護等専門職員の補助業務（自身の専門外の補助業務でも可）の短時間労働を行う介護等学生若しくは高校生又は就学中の養成校のカリキュラムによる実習（以下、単に「実習」という。）を行う介護等学生で、市長が別に定めるアンケート用紙の記載について承諾する者
- (3) 外国人技能実習生等雇用支援事業 市内介護事業所等において、新たに技能実習生等を雇用し、当該事業所において介護職員として現に勤務させている法人
- (4) シニア介護職就職奨励金事業 市内の介護事業所等に60歳となった日以降に常用介護職として新規に採用された者（介護職員等の経験がない者又は介護職員等経験者（申請前2年以内に同一法人で勤務していた者を除く。）であって、採用まで6月以上の間介護職員等として就労していなかった者若しくは市外の介護事業所等の職員として勤務していた者で、その介護事業所等を退職し、新たに市内の介護事業所等に就職した者（雇用形態の変更等に伴う形式的な就退職であって、実態は同一法人が運営する市外の介護事業所等から市内の介護事業所等への勤務異動となるものを除く。）に限る。）で、引き続き3月以上の勤務をしているもの（申請時において、勤務成績が優秀と雇用者が認める状態にあるとともに、その後1年以上継続して就労する意思を有している者で、60歳3月以上75歳未満の年齢となっているものに限る。）
- (5) 介護支援専門員確保支援事業 市内介護事業所等において新たに介護支援専門員として従事又は就職する者（自らが居宅介護支援事業所を開設する場合を含む。）
- (6) 地域若手介護人材就職支援事業 高等学校を卒業した次年度中において、市内介護事業所等に介護職員等として就職する者（卒業後介護事業所等以外の職種も含み、第2条第8号の正規職員として勤務したことがないものに限る。）
- (7) 地域若手介護人材育成支援事業 市内就職の意向をもって連携育成機関に進学する、又は就学する者（市内高等学校在校生徒若しくは卒業した者又は市内在住で市外の高等学校に在籍している生徒若しくは卒業した者に限る。）
- (8) 介護等専門職員資格取得就学生家賃補助事業 市外の養成校に就学し、卒業後、市内で介護等専門職員として働く意向があり、介護等専門職員の資格取得を目指している者
- (9) 介護職員等育成研修支援事業 市内介護事業所等で勤務する職員であって、市外の介護事業所等（派遣元と同一の法人又は同一のグループ法人を除く。）において自らの資質向上のための実地研修を受けた者又はその者を雇用する法人
- (10) 介護支援専門員の資格保持、キャリアアップ等研修支援事業 市内介護事業所等で現に勤

務し、都道府県知事による介護支援専門員の登録を受けている又は受けようとする者で、法及び施行規則に規定する登録のための試験並びに研修、更新研修、専門員研修、再研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の受講を終了した者又はその者を雇用する法人

2 補助事業の回数は、前項第3号及び第10号の事業を除き、同一申請者同一事業につき1回限りとする。

(補助事業の内容)

第4条 補助の対象となる経費、補助金の額等、申請手続等必要書類及び交付の時期等については、別表のとおりとする。

(補助金交付手続き)

第5条 規則第21条の規定により、補助金の交付申請及び実績報告に係る書類については、別表のとおりとし、規則で定める様式以外については、市長が別に定める。

(補助金の交付決定の要件及び返還等)

第6条 市長は、第3条第1号、第6号、第7号及び第8号の事業について補助金の交付の決定を行う場合には、別表補助金の額の欄ただし書の条件を付すものとし、その条件を満たさないことが明らかとなったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を命ずることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 市外からの流入による介護人材確保推進

事業名	補助金の額等	申請手続等必要書類	交付の時期等
<p>介護等専門職員U・I ターン就職奨励金</p>	<p>20万円 ただし、介護等専門職員の資格を取得する見込みの者が当該資格を取得できなかった場合並びに市内介護事業所等に勤務を開始した日から2年を経過するまでに当該法人を退職し、市外の事業所等へ転職した場合又は介護部門外の職種や業種へ配置転換があった場合は、補助金の全額を返還するものとする。</p>	<p>交付申請は、就職又は勤務を開始した後6月が経過するまでに提出 1 交付申請書添付書類 （1） 資格を取得していること又は取得見込であることを証する書類 （2） 就職先法人との雇用契約書又は雇用の証する書類 （3） 市内介護事業所等に配属され勤務している事実及び勤務開始日がわかる書類 （4） 戸籍附票 （5） 2年以上介護部門の職に従事することの誓約書  2 実績報告書 不要</p>	<p>支給要件を満たす者に対して交付する。 資格を取得見込として申請を行った者については、資格を取得後速やかに資格取得を証する書類を求める。</p>
<p>介護等学生の市内短時間労働及び実習奨励事業</p>	<p>次の各号に掲げる補助対象者が短時間労働又は実習する日数（3時間以上の従事をもって1日とする。）に応じ、当該各号に定める金券 （1） 1日から4日1日あたり1千円の市</p>	<p>1 交付申請書添付書類 （1） 短時間労働又は実習実施調書 （2） 介護従事に関するアンケート用紙  2 実績報告書 不要</p>	<p>支給要件を満たす者に対して交付する。</p>

	<p>内で使用できる商品券  (2) 5日以上 一律 5万円分の市内宿泊支援券</p>		
<p>外国人技能実習生等雇用支援事業</p>	<p>技能実習生等を新たに雇用するにあたり要した諸経費相当額  (雇用1名につき上限10万円)</p>	<p>1 交付申請書添付書類  (1)雇用経費見込書  (2)当該技能実習生等の雇用関係を証する書類  (3)当該技能実習生等の在留資格及び在留期間を証する書類  2 実績報告書  (1)雇用経費の支払状況がわかる書類</p>	<p>実績報告による確定額に基づき交付する。</p>

2 介護人材の地域における掘り起こし推進

事業名	補助金の額	申請手続等必要書類	交付の時期等
-----	-------	-----------	--------

<p>シニア介護職就職奨励金</p>	<p>次に掲げる者に当該各号に定める額。ただし、いずれか一方を1回に限る。</p> <p>(1) 社会保険適用者 5万円</p> <p>(2) 雇用保険適用者 3万円</p>	<p>1 交付申請書添付書類</p> <p>(1) 雇用主である法人が発行する、就労証明書及び勤務成績評価書</p> <p>(2) 今後も1年以上継続就労を希望する意思があること及び補助対象者としての要件を満たしていることを誓約する誓約書</p> <p>2 実績報告書 不要</p>	<p>支給要件を満たす者に対して交付する。</p>
<p>介護支援専門員人材確保支援事業</p>	<p>20万円</p>	<p>1 交付申請書添付書類</p> <p>(1) 介護支援専門員又は介護支援専門員の資格を要する職として雇用されていることを証する書類</p> <p>(2) 介護支援専門員証の写</p> <p>(3) 法人内で新たに介護支援専門員として従事する場合所属法人において初めて介護支援専門員として勤務することを証する書類</p> <p>2 実績報告書 不要</p>	<p>支給要件を満たす者に対して交付する。</p>

		要	
若手介護人材就職支援事業	20万円	<p>交付申請は、就職後6月が経過するまでに提出</p> <p>1 交付申請書添付書類</p> <p>(1) 介護職員等としての雇用を証する書類</p> <p>(2) 高校を卒業したこと及びその年度を証する書類</p> <p>(3) 2年以上介護部門の職に従事することの誓約書</p> <p>2 実績報告書 不要</p>	支給要件を満たす者に対して交付する。

### 3 介護職の資質向上、資格取得支援

事業名	補助金の額	申請手続等必要書類	交付の時期等
地域若手介護人材育成支援事業	<p>次に掲げる者に対し当該各号に定める額</p> <p>(1) 連携育成機関に進学が決まった者 3万円</p> <p>(2) 連携育成機関の介護等専門職員養成課程にて修学する者 年額15万円(連携育成機関の定める修業年限まで)</p> <p>ただし、連携育成機関を卒業後3年以内に市</p>	<p>1 交付申請書添付書類</p> <p>(1) 進学奨励金</p> <p>ア 合格通知書</p> <p>イ 進学表明書及び卒業後の市内就職意向表明書</p> <p>ウ その他市長が必要と認める書類</p> <p>※ 合格通知日から進学後3月以内の間に申請</p> <p>(2) 修学支援金</p>	支給要件を満たす者について交付する。



	<p>内介護事業所等に就業し、かつ3年間引き続き勤務しなかった場合は、(1)及び(2)の全額を返還するものとする。</p>	<p>ア 在学を証明する書類  ※在学する年度の4月1日から2月末までに申請  2 実績報告書 不要  ただし、市内介護事業所等へ就業後速やかに、市内就職報告書並びに連携育成機関卒業証明書及び該当の資格取得を証する書類を、市長へ提出するものとする。</p>	
<p>介護等専門職員資格取得就学生家賃補助事業</p>	<p>介護等専門職員の資格取得を目指して就学する学生の就学期間中における家賃（部屋代相当分を基本とし、共益費、駐車場代、光熱水費相当分は除く）の2分の1の額（月額30,000円を上限とし、最長で初回申請月から当該養成校の定める修業年限までの月又は24月のいずれか短い方までの分）  ただし、卒業まで（卒業後に資格の合否が発表されるものにおいては、その時点）に介護等専門職員の資格が取</p>	<p>1 交付申請書添付書類  (1) 卒業後の市内就職意向表明書  (2) 在学証明書  (3) 賃貸借契約書の写し  2 実績報告書  (1) 家賃の支払状況がわかる書類  ※ 交付申請は年度ごとに行うものとし、初回の交付申請時には(1)～(3)を添付し申請する。次年度においては、家賃に変更がない限り(2)のみを添付</p>	<p>実績報告による各期の確定額に基づき交付する。</p>

	<p>得できなかった場合又は資格取得後3年以内に市内に就業し、3年以上介護等専門職員として就業しなかった場合は交付済の全額を返還するものとする。</p>	<p>し、7月末までに申請する。</p> <p>※ 実績報告は4月から9月までを前期分、10月から3月までを後期分として行い、前期分については9月末日まで、後期分については3月末日までに報告する。</p>	
介護職員等育成研修支援事業	<p>1回の研修につき以下の額を上限とした費用相当額</p> <p>日当 1,000円/日</p> <p>旅費 20,000円/回</p> <p>宿泊費 9,000円/日</p> <p>研修費 2,000円/日</p> <p>(最大5日間分 宿泊費においては前泊・後泊を認める)</p>	<p>1 交付申請書添付書類</p> <p>(1) 研修計画書</p> <p>(2) 研修受入先の研修受託書</p> <p>2 実績報告書</p> <p>(1) 研修報告書</p> <p>(2) 左欄の研修費用の支出がわかる書類</p>	<p>支給要件を満たす者に対し、実績報告により交付する。</p>

#### 4 介護支援専門員の資格保持支援

事業名	補助金の額	申請手続等必要書類	交付の時期等
介護支援専門員の資格保持、キャリアアップ等研修支援事業	<p>当該受講費の3分の2の額(千円未満を切捨てるものとし、30,000円を上限)及び受講に要した交通費の3分の2の額(千円未満を切捨てるものとし、5,000円を上限)</p>	<p>1 交付申請書添付書類</p> <p>(1) 規則第4条第1号及び第2号の書類は省略</p> <p>(2) 受講した研修内容が分かる書類</p> <p>(3) 受講費用がわかる書類</p> <p>(4) 受講を終了した</p>	<p>支給要件を満たす者に対して交付する。</p>

		ことがわかる書類 (5) その他市長が必要と認める書類	
--	--	--------------------------------	--